

令和3年10月11日

亀井委員

今回、元県職員が業務過重による自死に至った、公務災害事案に関する損害賠償請求事件に係る和解議案が提出されており、元職員が当時財政課に在籍していたということなので、財政課の働き方改革を中心に、人事課、財政課に特化した形で伺いたいと思います。

本件の事故後、時間外勤務縮減のためにどのような働き方改革をしたか確認します。

財政課長

平成28年11月の事故発生直後、当時の財政課では財政部長、財政課長及び全課員で率直な話し合いを行いました。発生原因や今後の在り方を真摯に議論し、結果を財政課3原則として取りまとめ、以降、現在に至るまでその徹底を図っています。

3原則の内容ですが、まず、平日の残業は21時までを限度として消灯する。次に、土日祝日等の勤務は原則禁止する。最後に、水曜日や給料日などは必ずノー残業デーとし消灯するものです。

また、日々の取組としまして、朝夕ミーティングで課員の状況を確認しつつ、時間外勤務の事前命令を徹底するとともに、週に一度、グループリーダー以上による会議を開き、課内の時間外勤務の状況を把握しています。さらに年2回、全課員に事前アンケートを行った上で、働き方改革全体会議を開き、全員で議論の上、意識を共有するとともに、前例にとられない業務改善を積み重ねてきました。

こうした取組を通じて時間外の縮減を図り、条例規則に定められた上限期間を着実に守っています。

亀井委員

私事で大変恐縮ですが、私もサラリーマン時代に、毎週水曜日が定時退社の日と決まっており、リフレッシュウエズデーという名前がついていました。しかし、1回もリフレッシュしたことはなく、残業が続くような状態で、強制的に2回ぐらい定時に帰ったことがあります。定時に帰ると、今度は早く帰ってよいのかという心配することもありました。当時は、残業しなかったとしても、翌日、翌々日に仕事が積もってしまうという感じもあり、なかなかうまくいかなかったと思っています。

何が言いたいかというと、21時までの残業、土日祝日は出勤しないということですが、いきなりハードランディングしたのか、それとも、徐々にそういうソフトランディングをしながらそのような理想に近づけていったのか確認します。

財政課長

事故発生直後に話し合いを行い、3原則をすぐに導入して遵守徹底したという、ハードランディングに近い形になります。

亀井委員

ハードランディングで、しっかりとできれば非常によいのですが、財政課の

業務量は膨大な量だと思えます。業務量は変わらずに、業務時間は減らすことは難しいと思えます。

人数を増やすという対策もあります。業務量を少なくすることは難しいので、例えば、一つ象徴的なことでは、1月の知事査定を前年の知事査定のものを踏襲するという、いわば平準化することもできると思えますが、どのようにドラスティックな業務の削減を行ったのでしょうか。

財政課長

まず、予算編成プロセスの中に予算査定があり、幾つかの段階を踏まえて実施しますが、例えば、財政課長との調整期間の後、総務局長との調整期間があり、最後は知事査定となりますが、各段階の回数を減らす、調整プロセスの中で、これまで非常に細かいところまで資料化していたものを大きく見直すという、一つ一つの段階を減らす大きな見直しを行いました。一つ一つの調査資料、報告資料を減らすという細かい積み上げも合わせて、大きく全体の業務量を減らしています。

亀井委員

財政課長から、ミーティングで皆の意見を聞いたという答弁がありました。事故当時は、この場で言えないような生々しい御意見もあったと思えますが、どのような意見がありましたか。

また、期限が決まっていれば、効率的なところも改善する必要があります。効率の改善ということも含めて、どのようなことを行ってきたのでしょうか。

財政課長

まず、事故発生直後に、率直な意見交換を行い、これまでの財政課のやり方を大きく見直す必要があるという強い意見が複数出ました。それを踏まえて、時間外を前提とした調整の在り方を全廃することを各課員が強い共有意識を持って進めてきました。

また、時間の効率的な仕事の進め方は、その中でも特に重要になりますが、今の財政課の中で意識共有を徹底していることは、まず、締切りを考えた上で、締切りに間に合うように、事業スケジュール全体を組み立て、時間内に間に合うようにしました。そこで本当に必要なものだけを残して、そうでないものはあっさりやめてしまうという手法は、積極的に使うようにしています。

亀井委員

現在の時間外の状況ってどうなっていますか。

財政課長

今現在の時間外は、1人当たり、月平均で20時間程度となっています。これは事故発生直前の平成27年度の時間外の平均62時間程度と比較すると、おおむね3分の1以下にまで減少しています。

これは人員を増やしていただいた成果もありますが、先ほどお答えしたような、様々な見直しの積み上げの結果によるものと考えています。

亀井委員

3分の1程度に減少しているということですが、現在、新型コロナウイルス感染症対策のために、毎月のように補正予算を編成しているので、財政課の業務量が増えていると思えます。そうすると、コロナ禍前とコロナ禍後の時間外の勤務状況は、変わってきていると思えますが、どのように捉えていますか。

また、コロナ禍によって、新たに取り組んだこと、改善できたことがあれば教えてください。

財政課長

まず、コロナ禍前の1人当たりの月平均ですが、おおむね20時間前後で推移してきました。そして、令和2年度の平均も20時間、令和3年度は9月まで、平均19時間となっており、おおむねその水準を維持しています。

また、令和3年度は現時点で4月以降17回の補正予算を編成しており、業務量も増えていますが、それに伴い、一定の見直しも行っています。例えば、時限が到来する事業の時限点検を一定期間で行っていますが、今回は実施を見送ったり、翌年度の歳出規模を把握するために所要額算定を行っていますが、大幅に簡素化しています。また、予算調整資料の削減、電子化などにも積極的に取り組み、全庁の負担を減らす方向で、見直しを行っているところです。

また、コロナ禍の影響を受けた現在の見直しとしては、コミュニケーションアプリであるスカイプを全面的に活用し、各局とのやり取りに頻繁に活用しています。

亀井委員

現在の取組は分かりました。今後も令和4年度当初予算編成が始まり、平準化していると思いますが、今後本格化する予算編成において、より改善が必要な項目を教えてください。

財政課長

まずは令和4年度当初予算編成ですが、全庁でテレワークが推進されていることなどを踏まえ、感染防止対策を踏まえた見直しを行っていきます。まず、これまで紙資料でも提出を求めていた予算要求資料について、今回から完全に電子化することとして、公式には紙資料は使用しません。これにより、資料の印刷などに要していた時間を大幅に削減し、各局担当者の業務を低減できる見込みです。

次に、各局担当者とのヒアリング、いわゆる予算査定について、感染防止の観点から従来の対面方式を廃止して、コミュニケーションアプリであるスカイプによるオンライン方式に切り替えます。各局の担当者は感染防止の効果に加えまして、これまで費やしていたヒアリング会場等の移動時間などを削減できるだけでなく、自宅からのテレワークでも参加できるようになります。財政課ではこうした新たな見直しを行い、予算編成のさらなる効率化を進めていきます。

亀井委員

分かりました。今後も働き方改革は続ける必要があると思いますが、継続することは難しく、どこかで緩んでしまったり、また時間外が増えることも考えられますが、今後の方針について、どのように考えていますか。

財政課長

財政課では、今後も引き続き、財政課3原則を遵守して、時間外勤務の縮減に取り組んでいきたいと考えています。そのため、課員、特に幹部職員が高い意識を持つことは重要になりますが、一方で、こうした取組を継続していくには、精神面に頼り過ぎない形での体制づくり、仕組みづくりも重要になると考えます。

そこで、まず私をはじめとする課の幹部職員には、職員とのやり取りでは必ずコストが発生するという意識を持つこと、そして、課員には1人で抱え込まず必ず周囲に相談することを徹底しており、今後もそれを継続していきます。

また、働き方改革に関する振り返り、業務改善提案を内容とする課内アンケート、全課員が参加する働き方改革全体会議を定期的実施することで、課員の意識を共有する機会を仕組みとして設けており、今後も、これらを継続していきます。

さらに、財政課の業務見直しは予算編成作業を通じて全庁の働き方にも直結するので、各局へのヒアリングや課内アンケートなどを通じて、業務見直しを自然に提案できる環境を維持していきたいと考えております。

これらの取組を通じて、人事異動で職員が入れ替わったとしても、働き方改革の取組を後退することがないように取り組んでいきたいと考えています。

亀井委員

財政課長がおっしゃったとおり、財政課の働き方改革は全庁の働き方改革にも直結します。先週も同じような質問が人事課長にありましたが、今日は人事課長がいらっしゃらないので、全庁的に、どのような形で働き方改革を遂行していくのか、総務局長に伺います。

総務局長

今回の財政課の働き方改革について、委員から御質問を頂き、取組が明らかになり、よかったと感じております。

財政課は、委員がおっしゃるとおり、予算を立てることによって財政課内部だけではなく、関係各局に影響を与えます。各局の予算担当、予算担当からその所属、所属から総務室という形で、大きな影響力を持っています。

今日お話があった財政課3原則について、どんなに忙しくても、期限を設けること、土日祝日の勤務は原則禁止、ノー残業デーを設けることで働き方改革を進め、財政課の取組を各局にも、きちんと伝えてまいりたいと思っています。

意見発表

亀井委員

公明党神奈川県議団として、本委員会に付託をされた諸議案等に、意見、要望を申し述べます。

まず、かながわSDGsアクションファンドについてです。

SDGsの取組においては、SDGsに取り組む企業へ資金を呼び込むことが重要です。そのためにも、引き続き、本ファンドを活用したSDGsアクションの一層の拡大が必要ですが、現在進行している2つのファンドは、目標総額に対しそれぞれ3%、14%の資金しか集まっておらず、低迷しております。したがって、一層の周知とともに、当ファンドのほかのSDGs金融の利用も図りながら、社会的投資の促進により一層取り組まれることを要望します。

次に、ヘルスケア・ニューフロンティア・ファンドについてです。

県として、民間ファンドへ税金を投入するという新しい形のファンドとも言われておりますが、県民の血税を1億円も投入しております。したがって、地域要件をしっかりと求めていきたいと思っております。万が一、地域要件までいかなかったとしても、地元ベンチャー企業への投資をより積極的に進めるとともに、ファンドが満期を迎えたときの具体的な良いイメージ、例えば、ベンチャー企業の株式上場等をしっかりと実現できるようにしていただきたいと思っております。

また、本県以外のベンチャー企業であったとしても、育った後には神奈川県、そして神奈川県民にしっかりと貢献していただけるよう、積極的にフォローアップしていただくよう要望します。

次に、個人事業税賦課決定処分取消請求控訴事件に係る上告不受理決定についてです。

今回の質疑を通じて、現在の個人事業税の課税については大きな課題があることが明らかになりました。税は公平性が非常に重要である中、事業を行っている人の中で、個人事業税を課税される人とされない人があることは絶対に望ましくありません。当局におかれましては、納税者の視点を外さずに、県民が納得をする仕組みが構築されるよう、今後も積極的に取り組まれることを強く要望します。

次に、公務災害事案に関する損害賠償請求事件に伴う財政課の働き方改革についてです。

事故後、これまでの取組により財政課の働き方改革が進んでいる状況は理解しました。財政課は予算編成を通じて、全庁の働き方にも大きな影響を与えます。今後も不断の改革を継続し、財政課だけでなく全庁の働き方改革が進むよう努力していただくよう要望します。

以前は、残業が良いことという文化がありました。SDGsの精神でもありますが、持続可能な組織とするためには人が最重要であり、働き方が一番大切と言っても過言ではありません。もちろん現在、県庁で働いている職員が一番大事ですが、これから県庁に入ろうとする優秀な学生や人材も、この働き方に注目をしています。優秀な人材を採用し続けるためにも、働き方改革を持続することを要望します。

以上、意見、要望を申し述べ、本委員会に付託された諸議案に対し賛成し、意見発表とします。